憲法１８－１８肢ウ

第１．結論

誤っている

第２．法廷の傍聴席でメモを取る権利の取扱い

１．問題の所在

憲法８２条は，裁判の公開を定めている。国民に裁判を傍聴する権利を認め，その一環として，メモを取り権利も保障されているか。メモを取る権利の憲法上の取扱いが問題となる。

２．結論および理由

（１）結論

法廷の傍聴席でメモを取る権利は，憲法では保障されない。もっとも，２１条１項で保障される表現の自由に照らし，尊重に値する。したがって，権利として保障しているとする肢は誤っている。

（２）理由

確かに，８２条は，裁判の公開を定めている。公開されているのであれば，国民が記録することも自由なはずである。裁判の公開が，国民の知る権利まで保障しているとすれば，メモを取る権利も憲法で保障されているとも思える。知る権利とは，情報の送りとして，受け手に伝えるために，情報を採取する権利である。

しかし，不当である。裁判は，権利義務の存否の問題を扱い，プライバシーの問題もでてくる（前科，借金の問題など)。拡散されるような危険のある権利を認めることは，反対利益の保護が不十分になり問題だからである。

したがって，知る権利の行使を制限する必要がある。

８２条で裁判の公開を定めた趣旨は，もっぱら裁判の公正を確保する点にある。

すなわち，歴史的には，秘密裏に裁判をすることで，国家による不当な人権侵害されてきたことがある。その事実に鑑みて，公開を通して，国民の監視下に置くのがその目的である。したがって，様子を拡散する権利（知る権利）までは，保障する趣旨ではないと考える。もっとも，メモを取れなければ，十分な表現活動ができないことも事実である。そこで，２１条１項の趣旨に鑑み，メモを取る権利も尊重に値するとする取扱いが適当である。

なお，尊重に値する以上，裁判長は，特段の事由がない限り，傍聴人がメモを取る権利を禁止してはならない。なぜなら，メモを取ったとしても，基本的には，裁判の進行を定まげるものではなく，両立するものである。したがって，裁判長も，メモを取る権利に配慮する，訴訟指揮をとるべきだからである。

以上